

ID: 779

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	附帯工事原因者への費用負担命令		
法令名 根拠条項	都市公園法 第14条第2項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【根拠条文】 (附帯工事に要する費用) 第14条 2 公園管理者は、前項の都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものであるときは、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に負担させることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日